

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

号外第76号

福 島 県 報

平成23年11月18日 金曜日

1

## 目 次

県政要聞

○監査公表三件

### 福島県監査委員

監査公表第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成23年11月18日

福島県監査委員 鳴原吉之助  
福島県監査委員 宗方 保  
福島県監査委員 高野 直宏  
福島県監査委員 高野 実之

- 1 監査実施期間 平成23年9月14日～平成23年10月31日
- 2 監査対象機関 本庁15箇所、公所3箇所
- 3 監査の結果  
監査は、平成22会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 知事直轄

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
知事直轄	平成23年10月27日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成23年9月15日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・旅費の支払が3か月以上遅延している。

(知事公室)

(2) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
総務部	平成23年9月16日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成23年8月17日 ～ 平成23年8月23日
県中地方振興局	平成23年9月14日	鳴原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成23年7月28日 平成23年7月29日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・超過勤務手当が過支給(1人2,145円)及び不足支給(1人15,030円)となっている。(人事総室)

・土地貸付料について、調定の時期が遅延しているものがある。(県中地方振興局)

・補助事業の支出負担行為について、出納機関の事前確認を受けていない。(県中地方振興局)

・超過勤務手当が不足支給(7人21,545円)となっている。(県中地方振興局)

(3) 企画調整部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
企画調整部	平成23年9月21日	鳴原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成23年8月17日 ～ 平成23年8月25日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・市町村負担金の調定について、各四半期ごとに調定(請求)すべきところ第3四半期と第4四半期を合算して平成23年3月31日に調定している。(情報統計総室)

(4) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
					平成23年9月6日

生活環境部	平成23年10月26日	嶋原吉之助	高野 宏之	実地監査	～ 平成23年9月9日
-------	-------------	-------	-------	------	----------------

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・超過勤務手当が不足支給（4人28,803円）となっている。（生活環境総室）
- ・超過勤務手当が不足支給（8人77,322円）となっている。（環境保全総室）
- ・友人宅に宿泊した旅費の減額調整をしていないため過支給（1人111,800円）となっている。（環境保全総室）

(5) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
保健福祉部	平成23年9月20日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成23年8月17日 ～ 平成23年8月26日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・補助事業の支出負担行為について、出納機関の事前確認を受けていない。

(自立支援総室)

(6) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
商工労働部	平成23年9月14日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成23年8月24日 ～ 平成23年8月26日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・緊急雇用創出基金事業及びふるさと雇用再生特別基金事業について、県及び市町村が実施した複数の委託事業において、物件費に係る消費税が二重に計上されたまま委託費等の額の確定が行われている。（商工労働総室）
- ・行政財産使用許可に係る管理経費の調定について、1か月以上遅延しているものがある。（観光交流局）
- ・補助事業の支出負担行為について、出納機関の事前確認を受けていない。（観光交流局）

- ・旅費及び超過勤務手当の支給事務において、支払遅延、過不足支給など、支給事務が適切でないものがある。（観光交流局）

(7) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
農林水産部	平成23年9月15日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成23年8月17日 ～ 平成23年8月26日
県北農林事務所	平成23年10月31日	宗方 保 高野 宏之	実地監査	平成23年9月27日 平成23年9月28日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・行政財産使用許可に係る土地使用料について、年度当初に調定すべきところ、1か月以上遅延して4月1日に適度して調定している。（農林水産総室）
- ・超過勤務手当が不足支給（6人118,352円）となっている。（農村整備総室）
- ・超過勤務手当が不足支給（7人35,105円）となっている。（森林林業総室）
- ・超過勤務手当が不足支給（3人15,387円）となっている。（県北農林事務所）

(8) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
土木部	平成23年10月14日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成23年9月7日 ～ 平成23年9月14日
県中建設事務所	平成23年9月14日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成23年7月26日 平成23年7月27日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことのないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・土木使用料について調定が著しく遅延しているものがある。

「事実」

A株式会社に係る工業用その他流水占用料及び河川敷占用料について、各年度ごとに行われるべき平成19年度から平成21年度までの分計803,216円の調定が、平成22年8月11日に行われるべき工業用その他流水占用料の平成

22年度前期分126,000円の調定が、平成22年8月11日に行われている。「是正・改善等の意見」

歳入の調定に当たっては、収入原因を的確に把握した上で、関係規程に基づき適切に行うこと。  
 ・旅費の支給に著しく適切でないものがある。

(県中建設事務所)

「事実」  
 平成22年4月に改正された「早朝出発等定額」の支給されていない旅費が、786件(555,100円)ある。  
 「是正・改善等の意見」  
 旅費の支払に当たっては、関係規程に基づき適正に支払うこと。

(県中建設事務所)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・県有財産の譲渡契約に関し、歳入歳出外現金として保管していた契約保証金の売払代金への充当を失念し、翌年度に雑入で受け入れている。(土木総室)
- ・超過勤務手当が不足支給(5人48,662円)となっている。(道路総室)
- ・超過勤務手当が不足支給(14人65,370円)となっている。(河川港湾総室)
- ・超過勤務手当が不足支給(15人83,500円)となっている。(建築総室)
- ・工事請負変更契約において、軽微な工事内容の変更についてはその都度「工事内容変更向い」で変更し工事内容を業者に指示すべきところ、最終工期が間近になってから工事請負変更で処理している。(県中建設事務所)
- ・所管する行政財産(水防倉庫)の敷地が県有財産台帳に登録されていない。(県中建設事務所)

(県中建設事務所)

・登記事務業務委託契約に係る契約保証金について、平成22年12月22日に当該委託業務完了に伴う検査が終了したにもかかわらず、職員調査日現在で還付されていない。  
 (県中建設事務所)

(県中建設事務所)

(9) 出納局

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
出納局	平成23年10月26日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成23年9月14日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(10) 議会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
議会事務局	平成23年10月25日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成23年9月6日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(11) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
教育庁	平成23年10月17日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成23年9月6日 ~ 平成23年9月13日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・雑入の調定に欠落しているものがある。

「事実」

県教育委員会が発行する広報誌において、甲連合会と契約をして広告を掲載したが、契約代金200,000円の収入調定を行っていない。  
 「是正・改善等の意見」  
 収入の調定に当たっては、チェック及び連絡の体制を強化した上で、収入原因を的確に把握し、関係規程に基づき適切に行うこと。  
 (教育総務課・財務課)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・旅費の支払が3か月以上遅延している。(教育総務課)
- ・国からの委託金の調定事務において、収入調定を二重に処理したが、出納閉鎖(決算)までこれをチェックすることができず、必要な是正をしていない。(財務課)
- ・旅費の支払が3か月以上遅延している。(学校生活健康課)
- ・超過勤務手当が不足支給(7人14,600円)となっている。(学校経営支援課)

(12) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
警察本部	平成23年10月25日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成23年9月6日 ~ 平成23年9月13日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・委託契約に基づき委託者及び受託者が行う書類の提出や通知等に、行われていないものがある。(警務部)

## (13) 監査委員

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
監査委員事務局	平成23年10月25日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成23年 9月15日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (14) 人事委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
人事委員会事務局	平成23年10月27日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成23年 9月14日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (15) 労働委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
労働委員会事務局	平成23年10月26日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成23年 9月15日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

## 監査公表第27号

平成23年 9月30日監査公表第24号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年11月18日

福島県監査委員	嶋 原 吉之助
福島県監査委員	宗 方 保
福島県監査委員	野 崎 直実
福島県監査委員	高 野 宏之

23 財 第 1196 号  
平成23年10月25日

福島県監査委員 嶋 原 吉之助  
福島県監査委員 宗 方 保  
福島県監査委員 野 崎 直実  
福島県監査委員 高 野 宏之

福島県知事 佐 藤 雄 平 印

## 定期監査に係る措置状況について（通知）

平成23年 9月15日付け23福監第82号で報告のありましたことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

## 定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象  
監査対象機関 喜多方建設事務所  
監査対象年度 平成22年度  
監査実施年月日 平成23年 8月 2日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 職員手当の支給に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 1 職員Aほか42名に係る超過勤務手当の支給について、時間外に運転業務を行ったにもかかわらず、支給されていないものがある。 正当支給額 432,060円 既 支 給 額 0円 不足支給額 432,060円</p> <p>2 職員Bに係る通勤手当の支給について病気休暇を取得したにもかかわらず、支給停止しなかったため過支給となっている。(平成22年 8月～同年 9月分) 正当支給額 0円 既 支 給 額 44,200円 過 支 給 額 44,200円</p> <p>「是正、留意・改善の意見」 職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認するとともにチェック体制を確立し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>左記指摘事項につきまして、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>1の不足支給につきましては、再精査の結果、対象者42名、追給額471,426円となり、平成23年 9月28日までに追給処理を行いました。</p> <p>2の過支給につきましては、平成23年 8月19日に返納処理を行いました。</p>

(監査総務課)

監査公表第28号

平成23年9月30日監査公表第25号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。  
平成23年11月18日

福島県監査委員	鳴原吉之助	福島県監査委員	鳴原吉之助
福島県監査委員	宗方保	福島県監査委員	宗方保
福島県監査委員	野崎直実	福島県監査委員	野崎直実
福島県監査委員	高野宏之	福島県監査委員	高野宏之

定期監査結果に関する措置状況について(通知)

福島県病院事業管理者 高地英夫 様

平成23年9月15日付け23福監第83号で報告のあった県立病院事業に関する定期監査の結果について、地方自治法第199条第12項の規定により措置状況を別紙のとおり通知します。

病院局

(別紙)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 費用に多額の計上漏れがある。</p> <p>「事実」 病院局が財団法人甲に委託した県立南会津病院における診療業務について、診療行為が行われたにもかかわらず、委託料2,835,000円を費用として計上せず、代金も支払っていない。</p> <p>「是正・改善等の意見」 費用の計上に当たっては、各県立病院と十分連携の上、内部牽制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>計上漏れがあった委託料については、平成23年8月1日に支出票を作成し、同月8日に支払を行いました。</p> <p>今後は、各県立病院と連絡を密にし情報を共有するとともに、管理職を含めた複数の職員によるチェックにより、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

県立南会津総合病院

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 旅費事務の執行において適切でないものがある。</p> <p>「事実」 1 概算払いにより支給した職員Aほか1名に係る研修旅費について、後日、日程が延長となったにもかかわらず、精算手続が行われず不足支給となっている。</p> <p>正当支給額 2,007,110円 既支給額 1,891,910円 不足支給額 115,200円</p> <p>2 職員Bに係る赴任旅費について、赴任の日から11か月を超え、翌年度に支払っている。</p> <p>赴任の日 平成22年5月1日 支払日 平成23年4月7日 支払額 129,720円</p> <p>「是正・改善等の意見」 旅費事務の執行に当たっては、内部のチェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>旅費事務の執行において不足支給となっていたものについては、平成23年7月1日に支出票を作成し、同月7日に支払を行いました。</p> <p>今後は、日程等に変更が生じた場合の旅行命令変更を適正に行うよう改めて周知するとともに、内部のチェック体制を強化し、関係規程に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>

県立南会津病院

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 宿日直手当の支給に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 甲町との診療委託契約に基づき宿日直業務に派遣した医師Aほか2名に対し、支給が必要となる宿日直手当が支</p>	<p>当該不足支給額については、平成23年8月31日に支出処理を行い、同年9月7日に支払を行いました。</p> <p>今後は、かかることのないよう、複数の職員による支給要件等のチェックを行い、関係規程に基づき適正な事務の執行</p>

<p>払われていないため、不足支給となつて いる。</p> <table border="1"><tr><td>正当支給額</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>既 支 給 額</td><td>0円</td></tr><tr><td>不足支給額</td><td>100,000円</td></tr></table> <p>「是正・改善等の意見」 宿日直手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認の上、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	正当支給額	100,000円	既 支 給 額	0円	不足支給額	100,000円	<p>に努めてまいります。</p>
正当支給額	100,000円						
既 支 給 額	0円						
不足支給額	100,000円						

(監査総務課)